

防犯パトロール活動マニュアル

1. 目的

子どもを犯罪から守り、安心して生活できる明るい地域社会をつくるため、(社)横浜建設業協会は会員企業の総力を挙げて、「防犯子ども110番」活動を推進する。

2. 趣旨

平成 17 年 4 月 1 日に施行された「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、子どもの安全、地域の安全を守るため、防犯パトロール活動を実施し、防犯意識の高揚を図ると共に、犯罪発生時の 110 番通報など警察署等と連携し、防犯に努める。

3. 実施内容

- (1) 会員各社の作業車に「防犯パトロール中」のステッカーを貼って走行することにより、市民に対する防犯意識を喚起する。
- (2) 犯罪の発生を認知した場合、直ちに 110 番通報する。
- (3) 犯罪に関する警察その他関係機関の情報提供や依頼に協力する。

4. 110番の通報要領

犯罪性のある事案を見かけ、又は認知した場合は、次の手順で 110 番通報してください。

- (1) 会社名、氏名を教えてください。
- (2) 何があったのか【ひったくり、ケンカ(障害、暴行)等】
- (3) いつあったのか【発生時間、たった今、何分前】
- (4) どこで【発生場所の区・町名、目標物(コンビニ、スーパー)等】
犯人に関する事項のメモ
犯人の人相、着衣、逃走手段(バイクか、自転車か)、車のナンバー、特徴等。

5. 実施上の注意事項

- (1) パトロール中の携行品

携帯電話	110 番通報のために
メモ帳、筆記用	犯罪等を認知した場合にメモするため
懐中電灯	暗がりにおける照明のため
パトロール日誌	パトロールで気づいた点について記載する
- (2) 注意事項
思いやりのある言動、対応をお願いします。
個人のプライバシーは、必要な者以外にもらさないでください。
犯人を追跡するなど、無理な行動は絶対にしないでください。

会員事業所・建設現場の活動マニュアル

1. 目的

子どもを犯罪から守り、安心して生活できる明るい地域社会をつくるため、(社)横浜建設業協会は会員企業の総力を挙げて、「防犯子ども110番」活動を推進する。

2. 趣旨

平成 17 年 4 月 1 日に施行された「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、子どもの安全、地域の安全を守るため、防犯パトロール活動および会員事業所・建設現場での活動を推進し、防犯意識の普及および犯罪発生時の 110 番通報を行うなど防犯に努める。

3. 実施内容

- (1) 会員事業所、建設現場の壁面等にのぼり旗、ステッカー等を掲出し、市民に子どもの防犯を呼びかける。
- (2) 犯罪の通報があった場合あるいは犯罪の発生を認知した場合、直ちに 110 番通報する。
- (3) 事業所、建設現場において、子どもへの犯罪、学校等への不審者侵入、その他犯罪に関する情報を得たときは、警察、学校、自治会町内会等と連携・協力して犯罪防止に努める。

4. 110番の通報要領

犯罪性のある事案を認知したり通報があった場合、次の手順で 110 番通報してください。

- (1) 会社名、氏名を教えてください。
- (2) 何があったのか【ひったくり、ケンカ(障害、暴行)子どもの行方不明、学校への不審者侵入等】
- (3) いつあったのか【発生時間、たった今、何分前】
- (4) どこで【発生場所の区・町名、目標物(コンビニ、スーパー)等】
犯人に関する事項のメモ
犯人の人相、着衣、逃走手段(バイクか、自転車か)、車のナンバー、特徴等。
子どもが行方不明の場合
子どもの氏名、住所、年令、身長、着衣、特徴等。

5. 実施上の注意事項

- (1) 思いやりのある言動、対応をお願いします。
- (2) 個人のプライバシーは、必要な者以外にもらさないでください。
- (3) 犯人を追跡するなど、無理な行動は絶対にしないでください。